（　70）～（　77）　［略］	（　69）～（　76）　［同左］
（　78）　ＪＡ１０ＷＪ	［新設］
（　79）～（ 113）　［略］	（　77）～（ 111）　［同左］
［削る］	（ 112）　ＪＡ１３ＶＡ
（ 114）～（ 129）　［略］	（ 113）～（ 128）　［同左］
［削る］	（ 129）　ＪＡ１４ＶＡ
［（ 130）～（ 137）　略］	［（ 130）～（ 137）　同左］
［削る］	（ 138）　ＪＡ１５ＶＡ
（ 138）～（ 144）　［略］	（ 139）～（ 145）　［同左］
（ 145）　ＪＡ１７ＸＪ	［新設］
［（ 146）～（ 185）　略］	［（ 146）～（ 185）　同左］
（ 186）　ＪＡ２１９Ｐ	［新設］
（ 187）　［略］	（ 186）　［同左］
［削る］	（ 187）　ＪＡ２１ＭＣ
［（ 188）～（ 197）　略］	［（ 188）～（ 197）　同左］
（ 198）　ＪＡ２２７Ｐ	［新設］
（ 199）　［略］	（ 198）　［同左］
［削る］	（ 199）　ＪＡ２２ＪＪ
［（ 200）～（ 225）　略］	［（ 200）～（ 225）　同左］
（ 226）　ＪＡ３０ＭＣ	［新設］
（ 227）～（ 357）　［略］	（ 226）～（ 356）　［同左］
［削る］	（ 357）　ＪＡ７３１Ｊ
［（ 358）・（ 359）　略］	［（ 358）・（ 359）　同左］
［削る］	（ 360）　ＪＡ７３５Ｊ
（ 360）～（ 412）　［略］	（ 361）～（ 413）　［同左］
［削る］	（ 414）　ＪＡ７５４Ａ
（ 413）～（ 632）　［略］	（ 415）～（ 634）　［同左］
（ 633）　ＪＡ９８５Ａ	［新設］
（ 634）　ＪＡ９８６Ａ	［新設］
（ 635）　ＪＡ９９０Ａ	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

２１　この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

２２　この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第八号第一号2(1)は令和六年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。